



取組V 高齢者の多様な居住環境の実現

i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保

P231～

(1) 一般住宅での継続居住に関する取組

① 住宅のバリアフリー化等の環境整備の支援

- ☉ 住宅の良質化の促進
- ☉ 住宅改修費の支給
- ☉ 福祉用具の貸与・購入費の支給
- ☉ 川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度
- ☉ 断熱化の促進
- ☉ 高齢者住宅改造費助成事業
- ☉ 高齢者等緊急通報システム事業
- ☉ 住まいアドバイザー派遣制度

② 自宅・地域での生活継続に向けたサービス・支援

- ☉ 地域密着型サービスの取組強化
- ☉ 緊急利用が可能なショートステイの確保

(2) 高齢者向け住宅・施設に関する取組

① 高齢者向け住まい・重度者向け住まいの種類

- ☉ サービス付き高齢者向け住宅
- ☉ シルバーハウジング
- ☉ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ☉ 軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）
- ☉ 養護老人ホーム
- ☉ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ☉ 介護老人保健施設
- ☉ 高齢者向け優良賃貸住宅
- ☉ 福祉住宅
- ☉ 有料老人ホーム（介護付、住宅型）
- ☉ 介護医療院 他

② 円滑な住み替え支援

- ☉ 居住支援協議会による入居と生活支援の促進
- ☉ 高齢者の住み替えや空き家等に関する総合的な相談窓口の運営
- ☉ 「高齢期の住みガイド」による周知
- ☉ 住宅資産の活用に関する高齢者世帯への普及啓発

ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備

P242～

(1) 介護保険施設等の整備

- ☉ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ☉ 介護医療院
- ☉ 介護付有料老人ホーム
- ☉ 介護老人保健施設
- ☉ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ☉ 住宅型有料老人ホーム

(2) 介護離職防止に向けた取組

(3) 災害及び感染症に対する備えに向けた取組

(4) 既存施設の老朽化への対応

- ☉ 長寿命化の取組推進
- ☉ 老朽化施設の建替え支援

iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

P253～

(1) 住宅セーフティネットの充実

- ☉ 川崎市居住支援協議会
- ☉ 川崎市居住支援制度
- ☉ 生活にお困りの方の相談・支援
- ☉ 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者向け住まいの確保

(2) 市営住宅における高齢者に関する取組

- ☉ 市営住宅の建替えに伴うユニバーサルデザイン仕様への変更
- ☉ 市営住宅の建替えに伴う社会福祉施設等の併設
- ☉ 市営住宅ストックの活用による見守り拠点等の整備

これまでの主な取組

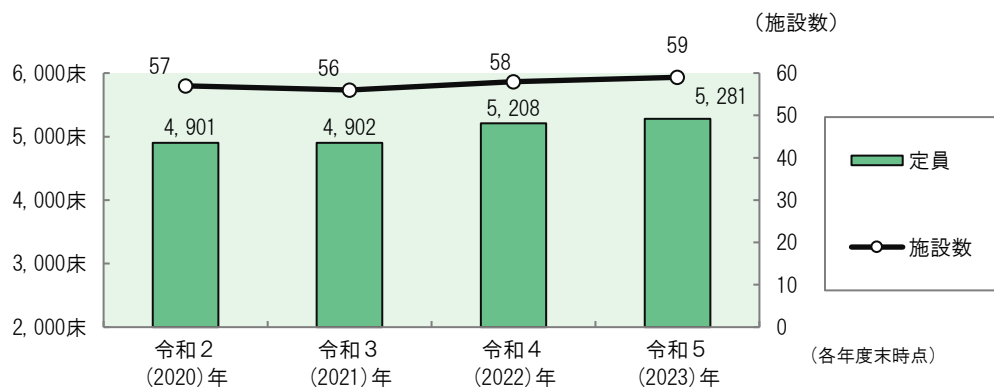
i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保

- 高齢者が安心して暮らせる住まいとして、「認知症高齢者グループホーム」や「介護付有料老人ホーム」、「サービス付き高齢者向け住宅」などの供給または供給支援を行いました。
- 「高齢期の住まいガイド」について、令和4（2022）年に改定を行い、「今の自宅で暮らす」、「住み替えについて相談する」、「介護が必要になったとき」に大別するとともに、新たな住まいに関する情報も追加し、区役所等で高齢者やその家族等に配布するなどして、住まいや住まい方の選択・決定するための情報発信を行いました。

ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備

- 自宅での生活が困難な高齢者のため、第8期計画期間中に、特別養護老人ホームの定員を新規整備 380 床分増やしました。また、建替え民設化に伴う定員数の確保として、ショートステイ 47 床分を本入所へ転換を行いました。

【特別養護老人ホームの整備状況】



- 障害者入所施設等に入所している方の高齢化を踏まえ、公有地を活用した特別養護老人ホームにおいて、高齢障害者を受け入れる取組を進めています。
- 「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、大規模修繕補助制度を創設しました。また、社会福祉法人に対しては、経営改善事業や法人指導監査による支援を進めています。
- 特別養護老人ホームに併設するショートステイ（短期入所生活介護）について、どのような地域であっても適切に利用ができるよう、利用に関する施設側の状態が確認できる「短期入所利用支援システム」の構築を図りました。

iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

- 「川崎市居住支援協議会」にて、入居支援体制の充実に向け各区役所や関係団体への周知啓発を目的とした研修を実施した他、「すまいの相談窓口」の利用に関するリーフレットを作成し、職員、支援者等に広く配布を行い、福祉部局や関係団体との緊密な連携が可能となる体制を構築しました。
- サービス付き高齢者向け住宅の適切な指導監督を行うため、平成28（2016）年に指導指針を策定しました。また、公有地活用の機会を捉え、福祉機能等を複合的に備えたサービス付き高齢者向け住宅の誘導を図りました。

第9期計画での主な課題と施策の方向性

課題

- ✓ 安心して暮らせる住まいの確保等が求められています。
(状態に応じた介護サービスの選択が可能な住まいの充実が必要です。)
- ✓ 介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域バランスを考慮した介護サービス基盤等の整備が必要です。
- ✓ 認知症や医療的ケアが必要な高齢者、高齢障害者等への対応が必要です。
- ✓ 地域医療構想を踏まえた、介護サービス基盤の整備が求められます。
- ✓ 重層的な住宅セーフティネットの構築が必要です。

施策の方向性

i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保

- 高齢者の居住ニーズや地域特性に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給誘導を図ります。
- 相談窓口のより効果的な体制を構築するとともに、住まいや住まい方の選択や決定を支援するツールの作成や情報発信を行います。

ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備

- 特別養護老人ホームに、医療的ケアが必要な要介護高齢者、高齢障害者等の受け入れを推進するとともに、老朽化施設の再編整備に取り組みます。
- 引き続き、介護施設等の量的拡充と介護サービスの質の向上を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用した整備に向けた取組を進めます。
- 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、介護医療院の整備等を進めます。
- 介護離職防止に向けた取組、災害及び感染症に対する取組を進めます。

iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

- 居住支援協議会を適切に運営して、取組等について情報発信するとともに、住宅確保要配慮者への支援のあり方を検討します。
- 市有地を活用するなどして、社会福祉施設等の整備を促進します。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
特別養護老人ホームの整備数	5,281 床 (令和5(2023)年度)	5,577 床 (令和8(2026)年度)	累計数。 健康福祉局調べ
認知症高齢者グループホームの整備数	265 ユニット (令和5(2023)年度)	281 ユニット (令和8(2026)年度)	累計数。 健康福祉局調べ

※「介護保険施設等の整備数」の目標値の設定の考え方は、175 ページ参照

第5章 川崎らしい都市型の地域居住の実現

【高齢者施設・住宅における主な入居者像（イメージ）】

種類	社会福祉法 介護保険法			社会福祉法 介護保険法			老人福祉法		高齢者住まい法		公営住宅法				
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	福祉住宅	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	養護老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者向け優良賃貸住宅	シルバーハウジング	公営住宅（市営・県営）	民間借家	持ち家
高齢者住宅・施設	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院	福祉住宅	認知症高齢者グループホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	養護老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者向け優良賃貸住宅	シルバーハウジング	公営住宅（市営・県営）	民間借家	持ち家
入居する主な高齢者像	・常時介護を必要とする要介護3以上の高齢者 ・要介護1・2であっても認知症等や介護者がいないなど事情のある高齢者	・要介護で、病状安定期にあり、在宅復帰をめざす高齢者	・要介護で、介護だけでなく、医療サービスを必要とする高齢者で、長期間にわたる療養が必要な者	・市内に3年以上上居する65歳以上で、ひとりで暮らして独立した自立生活が営める、非課税世帯を対象。かつ、住宅が建替え、取り壊しなどで立ち退き要求を受けている者	・認知症で、要支援2・要介護の高齢者	・60歳以上で、身体機能低下で身の回りのことが不安な者 ・家族から援助を受けることが困難な者	・65歳以上で、経済的及び環境的な理由によって在宅生活が困難な者	・65歳以上で、介護が必要になってもホームの提供する介護保険サービスを利用しながら生活する者	・概ね60歳以上で、自立・要支援または軽度の要介護の幅広い入居対象者	・原則60歳以上のひとり暮らしまたは夫婦世帯 ・高齢期の住まいとして選択した高齢者 ・住宅で提供されるサービス内容により、自立・要支援・要介護の幅広い入居対象者	・原則60歳以上のひとり暮らしまたは夫婦世帯	・65歳以上で、住宅に困窮している者	・住宅を自力で確保することが困難な低額所得者	・民営または給与住宅等の居住者	・自力で資産形成が可能な者
自立	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
要支援	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	△	△	×	○	○
要介護	○	○	○	×	○	△	△	△	△	△	×	×	×	○	○
市内定員	5,281	2,281	0	108（戸）	2,379	264	190	7,833	3,571	1,999（戸）	211（戸）	1,193（戸）	21,280		

※厚生労働省「介護施設等の在り方に関する委員会」資料をもとに一部変更して作成しています。

※△は、一部可能など事例により異なります。また定員数は、令和5年度中で時点が異なります。

i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保

(1) 一般住宅での継続居住に関する取組

高齢者が住み慣れた自宅のできる限り長く居住できるように、高齢者の居住のニーズを踏まえ、バリアフリー化や住宅改修、断熱化など住宅の良質化の支援を行うとともに、自宅・地域での生活継続に向けたサービスや支援の充実を図ります。

① 住宅のバリアフリー化等の環境整備の支援

➡ 住宅の良質化の促進

将来のバリアフリー改修に対応できる長期優良住宅の普及を図ります。また、共同住宅の共用廊下等に必要なスペースが確保されているなど、在宅介護をしやすい住まいづくりについて普及を図ります。

➡ 断熱化の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等に基づき、住宅の省エネルギー化や断熱化を誘導します。また、ヒートショック対策等の健康寿命の延伸に資する取組について、市民への情報提供等を行います。

➡ 住宅改修費の支給

介護保険適用となる住宅のバリアフリー改修に対し、20万円を上限として、介護保険の自己負担割合に応じた金額を支給します。主に軽度の要介護高齢者が早い段階で自宅のバリアフリー化をすることの支援策として設けられており、手すりやスロープ設置等の簡易な改修が対象となります。

➡ 高齢者住宅改造費助成事業（再掲）

身体機能の低下により、支援・介護を必要とする高齢者が、浴室等の住宅の改造を行うことにより、在宅で安全な生活が続けられるよう支援するとともに、介護者の身体的・精神的負担を軽減することを目的として、その改造費用の助成を行います。

なお、介護保険の適用となる住宅改修とは対象工事が異なります（詳細は、本章の取組Ⅲ「利用者本位のサービスの提供」を参照）。

➡ 福祉用具の貸与・購入費の支給

一定の条件下で、車いす、特殊寝台（介護用ベッド）等の貸与を受けことや、入浴・排泄等に要する福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給します。

① 高齢者等緊急通報システム事業（再掲）

ひとり暮らしの高齢者等に対して、発作が起きたときなどに備え、緊急時の連絡体制を確保します。「携帯型」と「自宅設置型」の2種類があります（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

② 川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度

誰もが使いやすい良質なマンションストックの形成を図るため、既存分譲マンションの敷地内通路、外部出入口、廊下、階段において、傾斜路、手すり等の段差解消工事等を実施する場合に、その工事等に要する費用の一部について助成を行います。

③ 住まいアドバイザー派遣制度

住宅のリフォームや耐震化などに関する無料の相談窓口であるハウジングサロンにおいて、相談者からの依頼や必要に応じて現地に一級建築士等の専門家アドバイザーを無料で派遣し、住宅のバリアフリー化の進め方や工事内容などの相談に対応することにより、良質な住宅ストックと住環境の形成に取り組みます。

② 自宅・地域での生活継続に向けたサービス・支援

① 地域密着型サービスの取組強化（再掲）

状態が重くなった方の自宅での生活を支える取組として、介護保険サービスの中でも、高齢者の状態に応じて柔軟なサービス提供が可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「（看護）小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスの取組強化を図ります（詳細は、本章の取組Ⅲ「利用者本位のサービスの提供」を参照）。

② 緊急利用が可能なショートステイの確保

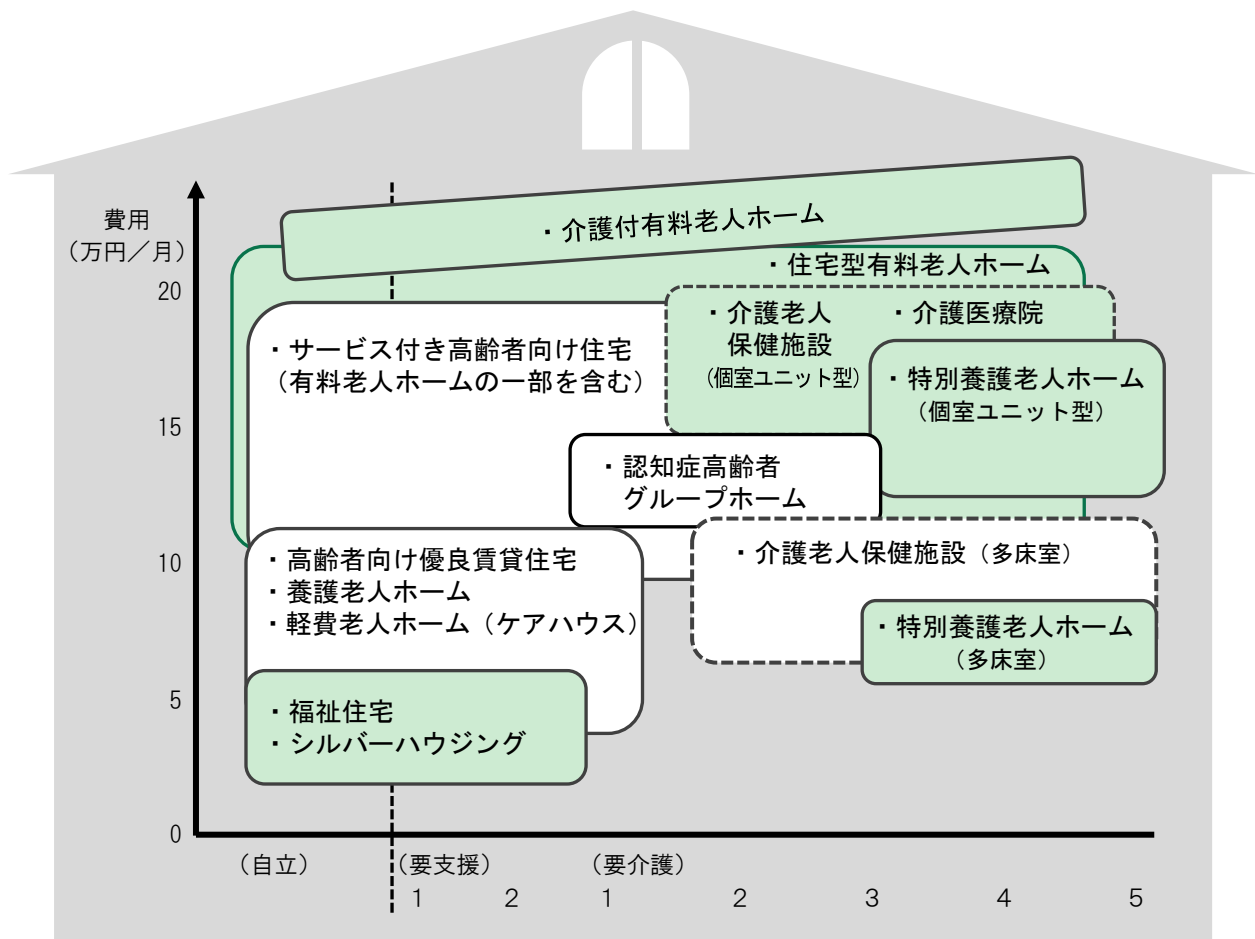
介護者の負担を軽くするために必要なサービスとしてニーズが高いショートステイ（短期入所生活介護）の拡充のため、新設の特別養護老人ホームへの併設（施設本体の入居定員の10%以上のショートステイ定員を確保）を求める従来の整備手法のほか、介護付有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの空床を活用したサービス供給量の拡大を図ります。

(2) 高齢者向け住宅・施設に関する取組

地域包括ケアシステムの構築に向けては、生活基盤としての住まい（住宅・施設）の確保が重要となることを踏まえ、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と住み替えの円滑化に向けた取組を進めます。そして、介護が必要になったときでも、必要な介護サービスなどを選択して、住み慣れた地域で暮らせるよう支援します。

また、効果的かつ総合的な相談窓口体制を構築するとともに、住まいや住まい方の選択や決定を支援するツールの作成や情報発信を行います。

【高齢者の住まいのイメージ図】



※川崎市「高齢期の住まいガイド」をもとに作成

※この図は、費用負担や身体状況の視点から、各住まいがどの辺りに位置しているかをイメージするためのおおまかな目安であり、厳密には図のとおりではない部分もあります。

※費用負担や身体状況の視点で表示するため、重ねて表示しています。

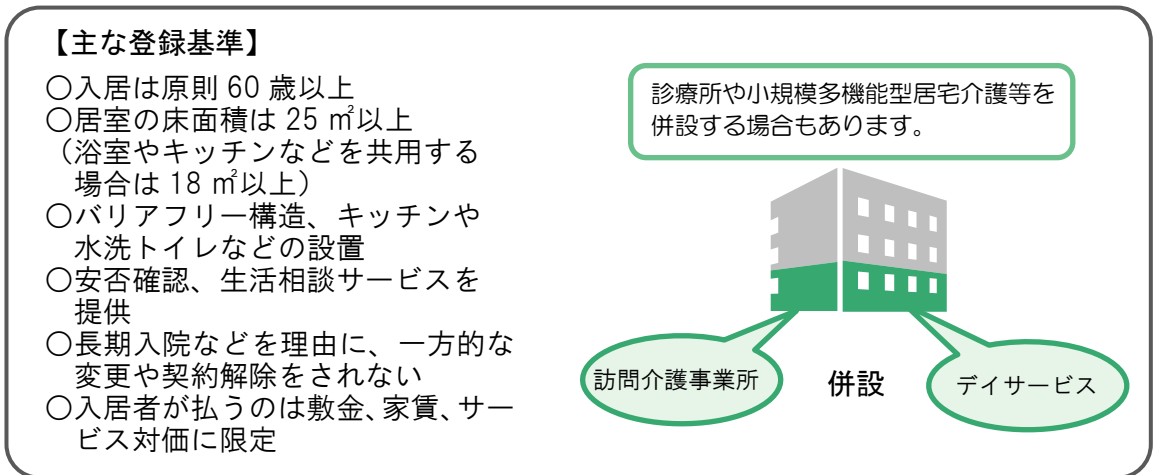
① 高齢者向け住まい・重度者向け住まいの種類

➡ サービス付き高齢者向け住宅

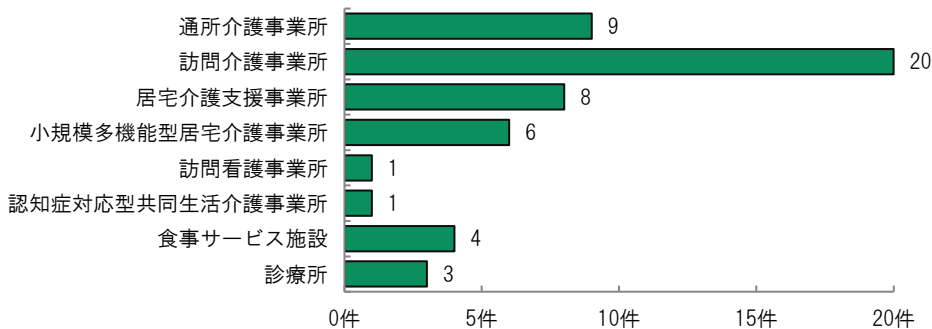
バリアフリー構造で、介護福祉士等のケアの専門家による生活相談や、24 時間の安否確認が提供される住宅です。原則住戸の床面積は 25 ㎡以上で、住戸内に洗面所、水洗トイレ、キッチン、浴室などを設置しています。

サービス付き高齢者向け住宅の課題やニーズを踏まえ、地域特性に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給誘導を図ります。

【サービス付き高齢者向け住宅のイメージ図】



【本市のサービス付き高齢者向け住宅に併設している事業所とその件数】



※サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムから作成（令和5年6月末時点）
 ※本市のサービス付き高齢者向け住宅（全48件）に併設している事業所

【本市のサービス付き高齢者向け住宅を取り巻く主な課題・ニーズ】

- ・適正な立地への建設や医療・介護サービスの提供等がより一層求められています。
- ・狭い住宅や入居者の費用負担の大きい住宅の供給実績が多くなっていることから、高齢者の居住ニーズを踏まえた多様な住宅供給の誘導が必要です。

本市のサービス付き高齢者向け住宅は、次の方向性で取り組みます。

- 高齢者の居住の安定確保のため、一定の質が確保された賃貸住宅に医療・介護や生活支援サービス等が適切に供給される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を引き続き適正に誘導します。
- 高齢者向け住宅の交通利便性や需給バランス、地域環境等を考慮した立地誘導を図るとともに、健康な高齢者の住み替え促進に向けた広めの住宅や、地域福祉拠点となる医療や介護サービスとの連携を強化した住宅の供給を誘導します。
- 住み慣れた地域で住み続けたいというニーズに対応可能な、地域の介護・医療サービスと連携した、数戸単位でも展開可能な既存の制度の枠組みにとらわれない高齢者向け住宅のあり方について、国の動向等も踏まえ、検討します。
- 公有地の活用等のまちづくりの機会を捉え、地域の居住ニーズに対応した住宅が適切に供給されるよう誘導します。
- 適正な運営が維持されるように、事業者に対して定期報告の徹底や、立入検査を行い、提供するサービス内容や人員配置等の状況を定期的に把握し、適正な運営がなされていない場合は、是正指導等により改善を図ります。

〔実績・計画〕（累計。戸数は登録ベース）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
サービス付き 高齢者向け住宅	1,944戸	1,999戸	1,999戸	事業継続	—————▶	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

③ 高齢者向け優良賃貸住宅

家賃補助を受けられる公的賃貸住宅で、土地所有者などが建設した高齢者向けの良質な住宅を、川崎市住宅供給公社等が受託管理し、一定期間、公的賃貸住宅とするものです。ひとり暮らし・夫婦世帯の高齢者が安全に安心して居住できるように、バリアフリー化し、緊急通報システムや生活相談サービスを備えた賃貸住宅です。

なお、民間賃貸住宅を活用した高齢者向け住宅やサービス付き高齢者向け住宅の供給動向を勘案し、当面は新規供給を休止します。既存住宅については、引き続き、適正な運営を支援するとともに、集会所を活用して地域コミュニティの形成などを図ります。

家賃補助を受けられる期間は、管理開始から原則 20 年間であり、順次終了を迎えます。終了後も、良質な高齢者向け住宅の提供を引き続き行うよう、所有者と協議・調整を図ります。また、管理期間終了後に住み替えを希望される居住者に対して、「すまいの相談窓口」における住み替えサポートを実施するなど、支援していきます。

[実績・計画] (累計)

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者向け 優良賃貸住宅	244 戸	244 戸	211 戸	190 戸	135 戸	135 戸

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。

③ シルバーハウジング

高齢者向け市営住宅で、高齢者が安心して生活が送れるよう、段差の解消、手すり、エレベーターの設置など、入居者の利便性や安全性に配慮したバリアフリーの高齢者用住宅です。入居者のふれあいを深めるため団らん室を設けたり、生活援助員や生活相談員等を派遣し、入居者へ日常の生活支援や安否確認サービス等の提供を行います。

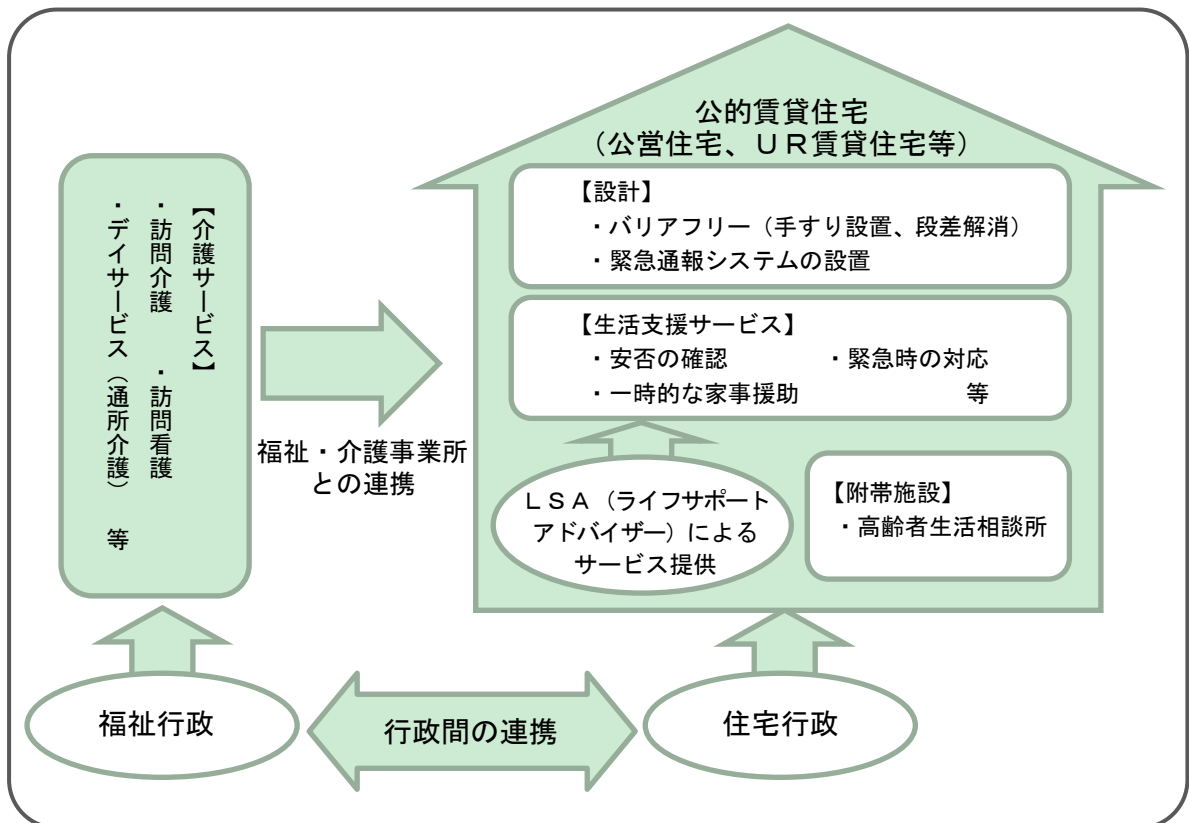
シルバーハウジング以外の市営住宅でも入居者の高齢化が進んでいること、市内全体でも高齢者が増加していること等を鑑み、引き続き、地域包括ケアシステムの推進に向け、制度のあり方について検討を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
シルバーハウジング	1,193戸	1,193戸	1,193戸	事業継続	→	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。

【シルバーハウジング・プロジェクトの概念図】



※平成29年版高齢社会白書をもとに作成

③ 福祉住宅

民間アパートの取り壊し、建替え等により、立ち退き要求を受け、住宅確保に困窮しているひとり暮らし高齢者に、本市で借り上げているバリアフリーの単身高齢者用住宅を提供します。また、入居者のふれあいを深めるための団らん室を設けたり、生活相談員等を派遣し、入居者の日常の生活支援や相談に応じます。

なお、福祉住宅は、運営開始から30年以上が経過していますが、この間、介護保険制度における入所・入居系サービスの創設や高齢者向けの住宅の整備が進み、高齢者の住まいの選択肢が多様化するなど、社会情勢や利用状況等が変化していることを踏まえ、制度の長期的なあり方について検討を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉住宅	108戸	108戸	108戸	事業継続	→	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。

④ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（後述）

比較的安定している認知症の要支援2・要介護者の方が、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられます（整備計画は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照）。

⑤ 軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な方が低額な料金で利用できる施設です。

〔実績・計画〕（累計）

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
軽費老人ホーム	264人	264人	264人	事業継続	→	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。

ア ケアハウス

比較的low額な料金で高齢者に住まいを提供し、食事等の日常生活上必要なサービスを提供する軽費老人ホームの一つです。

家族と同居できない事情がある方を対象に食事や生活相談等のサービスを提供し、自立した生活が確保できるよう、原則個室で必要な支援を行う施設です。

イ 都市型軽費老人ホーム

従来の軽費老人ホームの居室面積や職員配置基準を緩和することにより、利用料を低く抑えたケアハウスの一形態で、要介護度は低いものの、身体機能の低下等により、自宅での生活が困難な高齢者を対象とする施設です。平成 22 (2010) 年度に創設された制度ですが、本市には対象施設はありません。

㉟ 養護老人ホーム

原則として 65 歳以上で、環境上及び経済的な理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方を対象に、適切な生活支援を行い、自立した生活を送っていただくための公的な福祉施設です。

[実績・計画] (累計)

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
養護老人ホーム	190人	190人	190人	事業継続	—————▶	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。

㊦ 有料老人ホーム

ア 介護付有料老人ホーム (後述)

入居者に介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理等のサービスが提供される有料老人ホームのうち、介護保険が利用できる住まいです。要介護状態となった方は、上記のサービスに加え、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のサポート、機能訓練・療養上のケア等の介護保険サービスが受けられます (整備計画は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照)。

イ 住宅型有料老人ホーム (後述)

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの住まいで、介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活を継続することができます (整備計画は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照)。

㉟ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (後述)

常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難になった寝たきりや認知症の重度者を受け入れる施設であり、入浴、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理が受けられます (整備計画は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照)。

① 介護老人保健施設（後述）

医療と生活の場を結びつけ、病状が安定した状態にある要介護者が、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた施設であり、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他の医療が受けられます（整備計画は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照）。

② 介護医療院（後述）

介護療養型医療施設の転換先の一つとして創設され、介護だけでなく、医療面のサービスが受けられます（詳細は、後述の「ii 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備」を参照）。

③ その他

10名程度の少人数で共同生活する住まいの「グループリビング」があります。

② 円滑な住み替え支援

① 居住支援協議会による入居と生活支援の促進

不動産関係団体や各種支援団体等と連携して、居住支援協議会を適切に運営し、既存の民間賃貸住宅と住宅確保要配慮者をマッチングする仕組みの構築や、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、借主・貸主双方を支援する取組を推進します。

② 高齢者の住み替えや空き家等に関する総合的な相談窓口の運営

居住支援協議会や民間事業者等と連携し、住み替え等を検討している高齢者をはじめとした市民に対して、相談者の経済・身体状況等に応じた各種住宅・施設等の制度説明や情報提供等を行うとともに、住宅改修や住まいに関する法律等にも対応した総合的な窓口の運営を行います。

この相談窓口においては、空き家の維持管理や利活用に関する相談、相続等の法律に関する相談など、空き家に係る各種相談についても対応します。

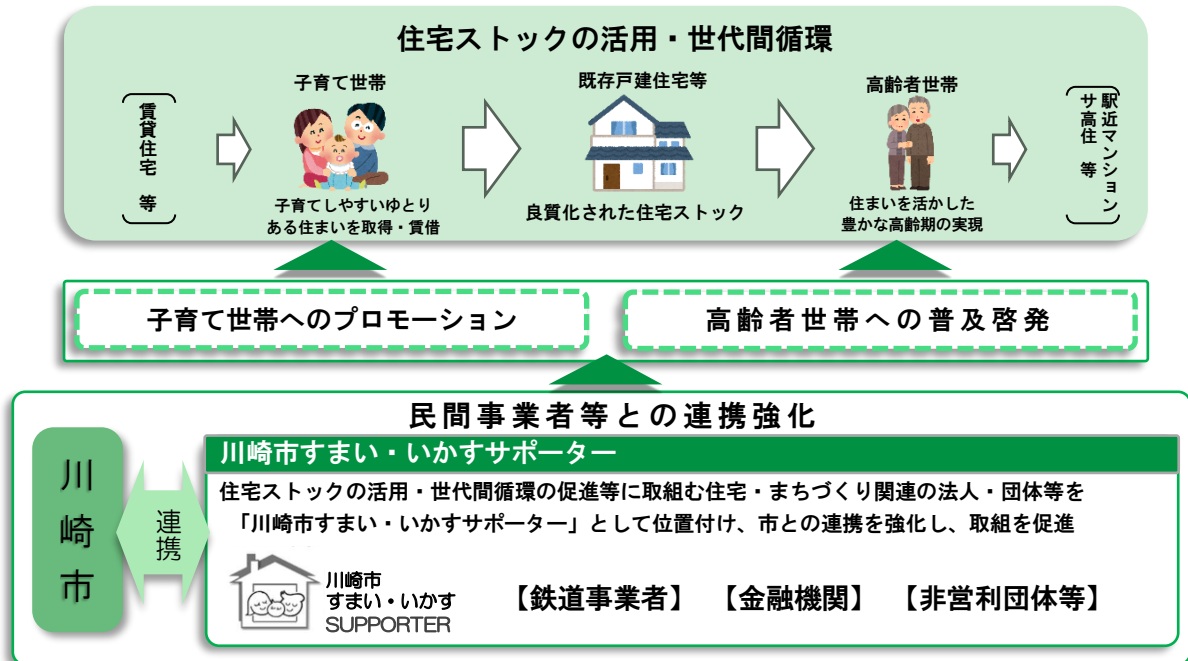
③ 「高齢期の住まいガイド」による周知

介護が必要となった場合の「住まい」や「住まい方」の選択等について、高齢者の自己決定を支援するため、「今の自宅で暮らす」、「住み替えについて相談する」、「介護が必要になったとき」に大別するとともに、新たな住まいに関する情報を追加した冊子としてわかりやすくまとめ、各区役所等の窓口で高齢者やその家族等に配布することで周知を行っています。

② 住宅資産の活用に関する高齢者世帯への普及啓発

住宅資産を活かした高齢期の豊かな生活等、多様な住み替えニーズの実現や、子育て世帯のゆとりある住まいの確保に向け、住宅ストックの活用・世代間循環を促進するため、地域と接点を持つ民間事業者等（川崎市すまい・いかすサポーター）と連携し、セミナーの開催等、普及啓発を行います。

【住宅資産の活用に向けた民間事業者等と連携した取組（イメージ）】



ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備

(1) 介護保険施設等の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域バランスを考慮しながら、多様な手法により、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行い、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。

また、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分。地域医療構想の詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築★」、介護離職防止に向けた取組を踏まえた介護サービス基盤の整備を行います。

◎ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ア 整備の方向性

特別養護老人ホームは、これまでは、地域包括ケアシステムの構築による「施設・病院」から「地域・在宅」へのケアの場の移行という基本的な方向性を踏まえつつ、真に施設入居を必要とする方が優先的に入居できるよう、一定の水準で整備を行ってきました。

また、これまでの取組等に加え、引き続き、医療的ケアが必要な高齢者や、高齢障害者（65歳以上の障害者）の受け入れを推進します。

〔実績・計画〕（開所ベース）

単位：床

		第8期	第9期		第10期			令和22 (2040)年度
		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	
総累計		5,281	5,361	5,577	5,577	5,577	5,577	6,330
大規模	累計	5,031		(146)				
	(新規)			(146)				
	(増床)	(73)	※1 (80)	※2 (70)				
小規模	累計	250	※3 【33】					
	(新規)		※3 【33】					
	(減床)		※4 【25】					

令和6年度以降は見込みまたは計画値です。

（新規）（増床）は内数で、新規開設数です。また、令和6年度以降の（ ）は内数で、新規開設数です。

※1 短期入所生活介護の本入所への転換を予定しています。

※2 既存施設のその他手法による増床を予定しています。

※3 【 】は内数で、地域医療構想の追加的需要（療養病床からの地域移行分）を踏まえた必要見込量です。

※4 【 】は内数で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を踏まえた必要見込量です。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

認知症やうつ病等で長期入院中の精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築し、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制をめざすものです。

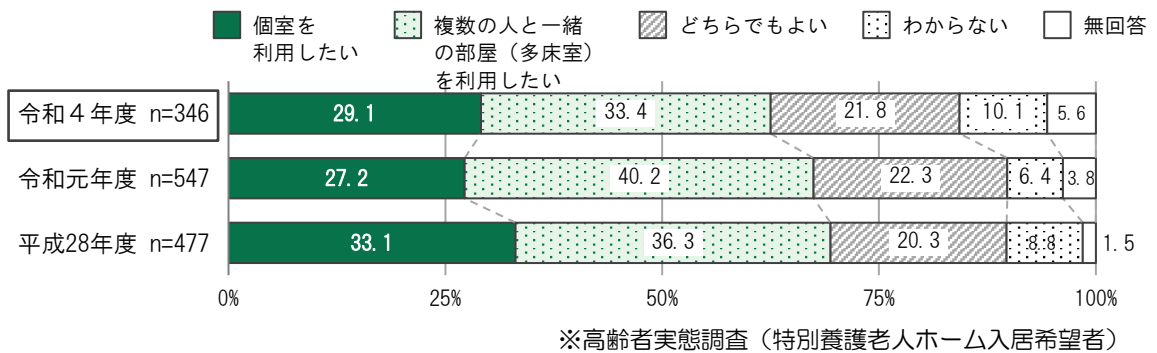
イ 整備の形態

特別養護老人ホームの居室形態は、個室利用の希望がある一方で、多床室利用の希望も割合が高かったことから、本市では多床室と個室を組み合わせた整備を進めてきました。高齢者実態調査の結果では、「個室を利用したい」人より、「多床室を利用したい」人の割合が高いことから、今後もニーズを考慮した整備を進めます。

【希望する居室形態】

問 あなたは、将来特別養護老人ホームに入居した場合、どのような部屋を希望しますか（単一回答）。

▶ 入居希望者のうち、「個室を利用したい」人の割合が前回調査より微増し、約3割となっている。

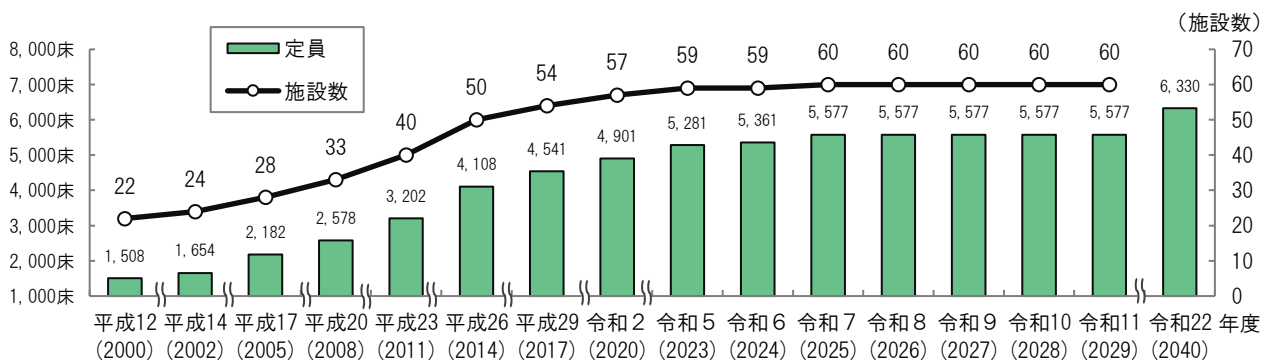


ウ 制度等の変遷

特別養護老人ホームは、老人福祉法に定められており、平成12（2000）年に介護保険法の施行に伴い、同法に基づき運営が行われています。

また、平成27（2015）年の介護保険制度改正に伴い、特別養護老人ホームへの入居は、原則要介護3以上となりましたが、一定の要件に該当する場合は、要介護1・2であっても特例で入居することを可能としています。

【本市の特別養護老人ホームの整備状況（各年度末時点）】



【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
特別養護老人ホームの整備数	5,281 床 (令和5(2023)年度)	5,577 床 (令和8(2026)年度)	累計数。 健康福祉局調べ

エ 特別養護老人ホームの取組等

・中重度の要介護高齢者を支える施設としての役割強化

自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることを目的とした介護保険制度改正（平成27年度）により、特別養護老人ホームへの新規入居は、原則要介護3以上の方が対象となりました。

しかし、特例として、一定の要件に該当する要介護1・2の方については、入居が可能とされていることから、本市では、平成30（2018）年8月に「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」を改定し、必要性が高い方が優先的に入居することができる仕組みを作りました。

【要介護1・2の方の特例入居の要件】

- ・認知症や知的障害・精神障害である方であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ・介護者がいない、介護者が高齢または病弱であるなどにより支援が期待できず、かつ、やむを得ない理由により必要な介護サービスや生活支援を十分に利用できない状態であること

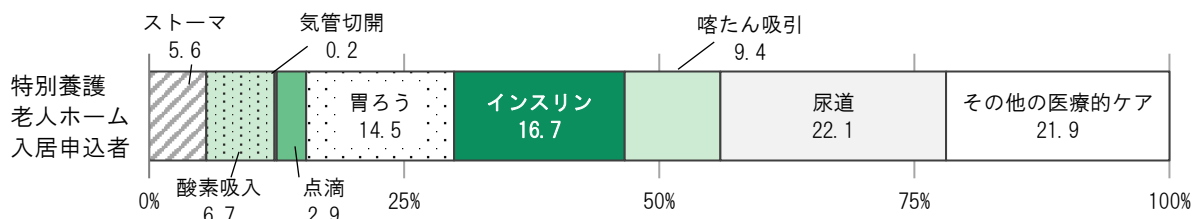
・中重度の要介護高齢者の在宅生活継続に向けた取組

中重度の要介護高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービス等の併設を進めます。

・医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応

胃ろう、経管栄養、喀たん吸引等の医療的ケアが必要な要介護高齢者を受け入れることを要件とするなど、居住環境の整備を進めます。

【特別養護老人ホーム入居申込者に必要な医療的ケア】



※令和4年度特別養護老人ホーム入居申込者における統計結果

・高齢障害者の受け入れ

障害者入所施設や共同生活援助（グループホーム）に入所している方の高齢化を踏まえ、高齢障害者（65歳以上の障害者）のうち、特別養護老人ホームでの支援がふさわしく、かつ、移行を希望される方を受け入れるため、公有地を活用した特別養護老人ホームにおいて受け入れるための体制を整備します。

・地域交流スペースの積極的な設置

これまでは、主に中重度の状態の高齢者を受け入れる「終の棲家」としての役割を担ってきましたが、それらの役割に加え、地域における在宅生活者や介護者への支援など、地域における介護・福祉拠点の一つとして、地域に積極的に展開していくことが期待されています。

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、地域開放を目的とした地域交流スペースの設置に関する指針を定め、スペースを用いた地域住民の交流やコミュニティ形成のための取組の提案について、運営法人の選考時の加点項目により評価し、運営法人からの積極的な提案を促します。

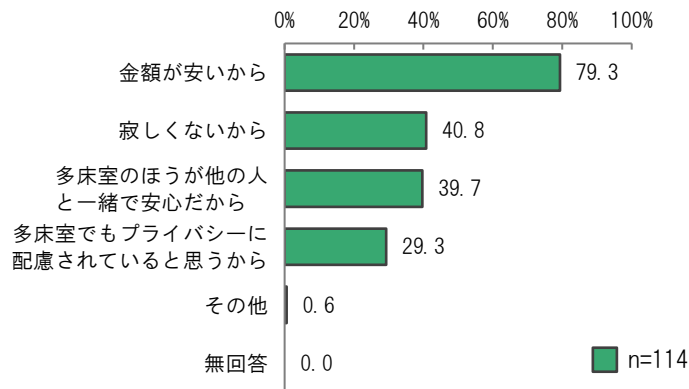
・地域医療介護総合確保基金の活用

介護施設等の量的拡充を図るため、引き続き、介護付有料老人ホーム等の整備や、介護サービスの質の向上を目的とした特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修等について取組を進めます。

【希望する居室形態】

問 特別養護老人ホームに入居した場合、「複数の人と一緒の部屋（多床室）を利用したい」と答えた方にうかがいます。なぜ多床室が良いですか（複数回答）。

▶ 「金額が安いから」が最も多いが、約3割の人が「プライバシーに配慮されている」ことを理由に挙げています。



※令和4年度高齢者実態調査（特別養護老人ホーム入居希望者）

② 介護老人保健施設

ア 整備の方向性

介護老人保健施設は、充足している状態にあります。近年の稼働状況や、今後の在宅復帰・在宅療養支援のニーズの増加と、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分）を踏まえ、一定の整備を進めます。

〔実績・計画〕（開所ベース、累計）

単位：床

	第8期	第9期			第10期			令和22 (2040)年度
	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
累計 (新設)	2,281 (0)	2,281 (0)	2,431 (150)	2,531 (100)	2,531 (0)	2,531 (0)	2,531 (0)	2,981 (450)
		【89】						

令和6年度以降は見込みまたは計画値です。

（新設）は内数で、新規開設数です。

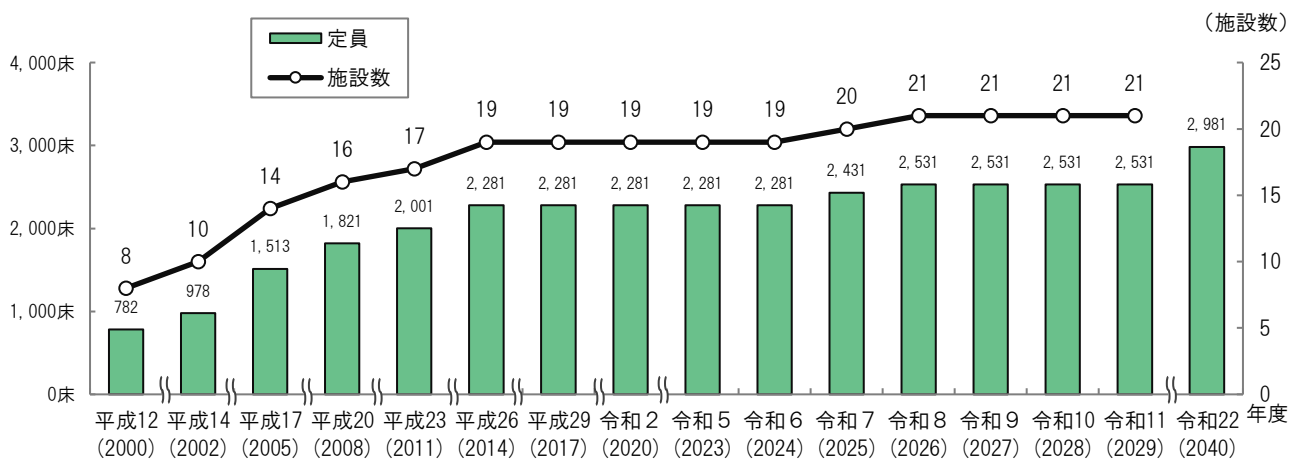
【】内は内数で、地域医療構想（療養病床からの地域移行分）の追加的需要等を踏まえた必要見込量です。

イ 制度等の変遷

介護老人保健施設は、老人保健法の改正により創設され、平成12（2000）年に介護保険法の施行に伴い、同法に基づき運営が行われています。

また、平成24（2012）年度の介護報酬改定において、介護老人保健施設の在宅復帰や在宅療養支援機能を強化する観点から、在宅復帰率等の一定の要件を指標とした基本報酬（在宅復帰型）や加算（加算型）が導入されました。

【本市の介護老人保健施設の整備状況（各年度末時点）】



※健康福祉局調べ。平成26年度以前は、川崎市高齢者施策状況表から抜粋しています。

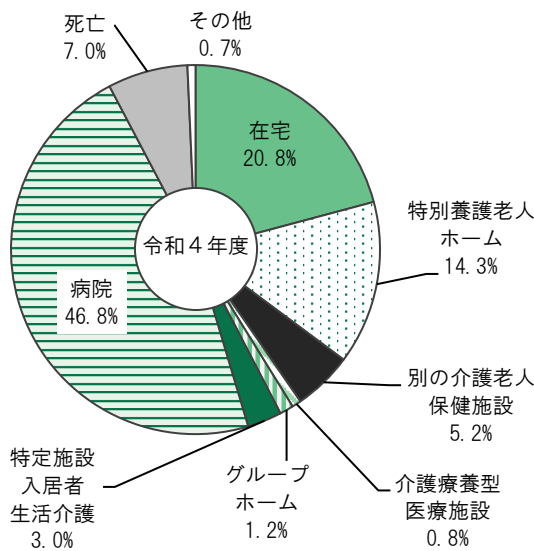
ウ 介護老人保健施設の役割

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である方に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

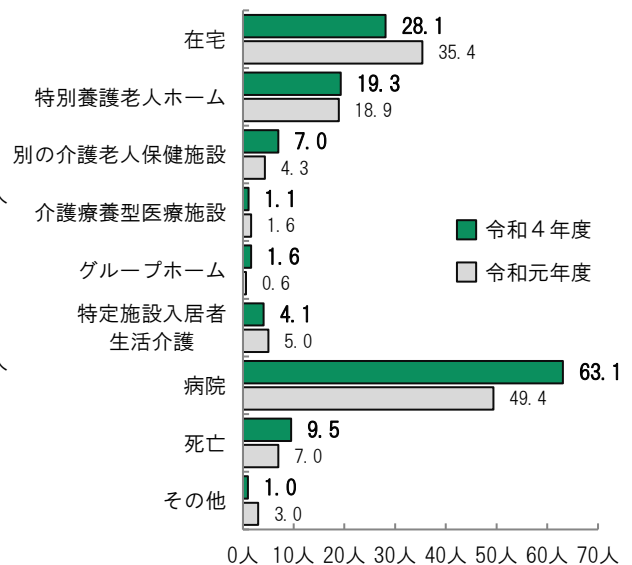
また、平成24（2012）年度の介護報酬改定に加え、平成30（2018）年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能をさらに推進する観点から、本市では、介護老人保健施設の役割の方向性を次のように考え、取り組んでいきます。

- ・在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設
- ・リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設

【市内の介護老人保健施設入所者の退所先の割合】



【市内の介護老人保健施設入所者の退所平均人数】



※いずれも高齢者実態調査をもとに作成

② 介護医療院

平成 29（2017）年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により新たに「介護医療院」が創設されました。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新しいタイプの介護保険施設です。

主に令和5（2023）年度末に廃止期限を迎えた介護療養型医療施設の転換先の一つとされていました。今後は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、一定の整備を進めます。

〔実績・計画〕（累計）

単位：床

	第8期	第9期			第10期			令和22 (2040)年度
	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
定員 (新設)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100 (100)	100 (0)	100 (0)	100 (0)	200 (100)

令和6年度以降は見込みまたは計画値です。

③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

ア 整備の方向性

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、高齢者の在宅生活を支える「（看護）小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の併設を条件とした市有地を活用した整備や、空床を活用したショートステイの実施等を公募要件とするなど、地域の在宅介護サービスの拠点としての機能を付加します。

引き続き、事業者の積極的な参入や効率的な運営の観点から、2ユニットから3ユニットへの緩和措置を行い、整備を促進します。

〔実績・計画〕（開所ベース、累計）

単位：ユニット、人

	第8期	第9期			第10期			令和22 (2040)年度
	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
ユニット数 (新規)	265 (5)	276 (11)	278 (2)	281 (3)	287 (6)	293 (6)	299 (6)	360 (61)
定員数	2,379	2,478	2,496	2,523	2,577	2,631	2,685	3,234

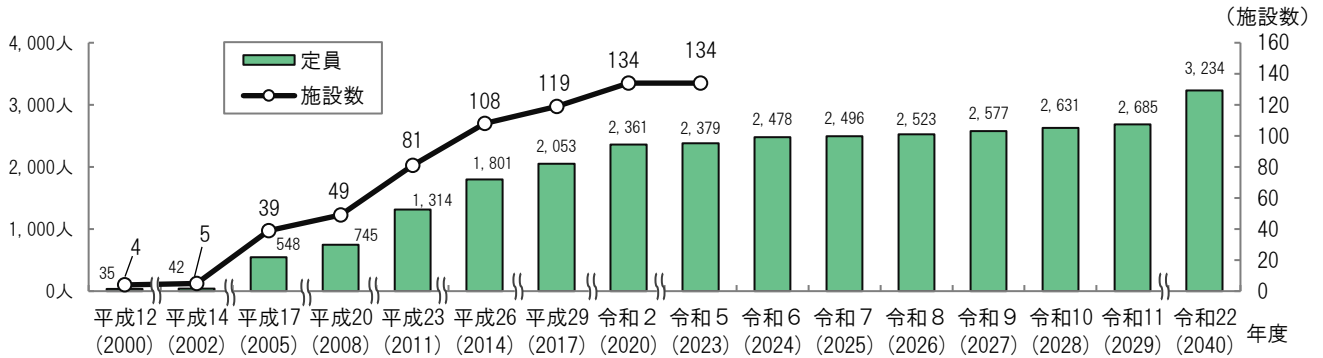
令和6年度以降は見込みまたは計画値です。

1ユニットの定員は概ね9人です。

イ 制度等の変遷

認知症高齢者グループホームは、新ゴールドプランで整備目標が掲げられ、平成12（2000）年の介護保険法の施行に伴い、認知症対応型共同生活介護として給付対象となり、さらに、平成18（2006）年の介護保険法の改正で、地域密着型サービスとして扱われるようになりました。

【本市の認知症高齢者グループホームの整備状況（各年度末時点）】



※健康福祉局調べ。平成26年度以前は、川崎市高齢者施策状況表から抜粋しています。

【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
認知症高齢者グループホームの整備数	265 ユニット (令和5 (2023) 年度)	281 ユニット (令和8 (2026) 年度)	累計数。 健康福祉局調べ

② 介護付有料老人ホーム

ア 整備の方向性

介護付有料老人ホームは、既に本市内で定員 7,500 人分を超える整備が進んでいることから、介護付有料老人ホームの選定において、医療的ケアの充実を要件に加えるなど、医療的ケアが必要な方であっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう居住環境の整備を図ります。

〔実績・計画〕（開所ベース、累計）

単位：床

	第8期	第9期		第10期			令和22 (2040)年度	
	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度
累計 (新設)	7,833 (76)	8,028 (195)	8,108 (80)	8,188 (80)	8,268 (80)	8,348 (80)	8,428 (80)	9,078 (650)

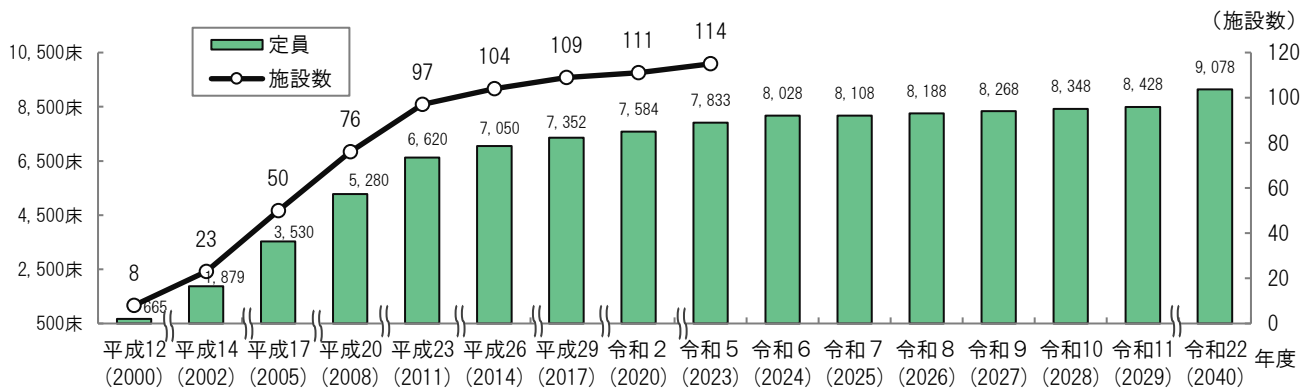
令和6年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 制度等の変遷

有料老人ホームは、老人ホームとして老人福祉法に定められており、介護付有料老人ホームは、平成12（2000）年の介護保険法の施行後、特定施設入居者生活介護の指定を受けることで介護保険の給付対象となりました。

また、平成18（2006）年の老人福祉法の改正に伴い、入居者に介護、食事の提供、洗濯や掃除等の家事の提供、健康管理のいずれかのサービスを行えば、有料老人ホームに該当することになりました。

【本市の介護付有料老人ホームの整備状況（各年度末時点）】



※平成14年度以前は、神奈川県有料老人ホーム一覧から算出。平成17～26年度は、川崎市介護保険執行状況から抜粋しています。

※平成17年度は、川崎市高齢者施策状況表の10月1日時点集計のデータを使用しています。

➡ 住宅型有料老人ホーム

ア 整備の方向性

住宅型有料老人ホームは、既に本市内で定員3,500人分を超える整備が進んでいます。今後も事業参入による一定の整備が見込まれていることから、引き続き、設置運営に関する必要な指導等を行い、事業の安定と入居者の居住環境の向上を図ります。

〔実績・計画〕（累計）

単位：人

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
住宅型有料老人ホーム	3,388	3,438	3,571	3,713	3,855	3,997

令和6年度以降は見込みまたは目標値です。

イ 制度等の変遷

有料老人ホームは、老人ホームとして老人福祉法に定められており、住宅型有料老人ホームは、介護サービスが必要なときは、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用して介護サービスを受けることができます。

(2) 介護離職防止に向けた取組

国は、仕事と介護が両立できる環境の整備は大きな課題として、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策が行われてきました。また、働く方が離職せずに仕事と介護を両立できるよう、介護休業等の職場環境の整備とともに、介護サービス基盤についても、介護施設等の整備と併せて在宅サービスの充実を図り、在宅生活の限界点を高めていくことが必要とされています。

本市においては、認知症高齢者等を介護している家族への支援に加え、現時点で介護サービス等を利用しない人でも、行政（地域みまもり支援センター等）が調整役となって、地域包括支援センターが分野を超えて地域生活課題について相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを進めています（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

また、施設や在宅生活の継続など、ニーズに応じた介護基盤の整備に向けて、特別養護老人ホームや地域密着型サービスの見込量を推計しています（地域密着型サービスの詳細は、本章の取組Ⅲ「利用者本位のサービス提供」、特別養護老人ホームの詳細は、本章の取組Ⅴ「高齢者の多様な居住環境の実現」を参照）。

職場環境の改善については、介護離職に限らず、テレワークの導入など、企業にとって新しい働き方の導入が求められています。

(3) 災害及び感染症に対する備えに向けた取組

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効であるとされています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。

本市では、令和6（2024）年度から介護事業者におけるBCPの策定が義務化されることに伴い、運営指導等により、計画の作成状況を確認していきます。

併せて、災害時の早期避難が着実に行われるよう避難経路の確認や、避難確保計画の作成及び避難訓練実施状況を確認するとともに、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（通称「E-Welfiss」）を用いた訓練への参加を呼びかけていきます。

また、感染症に対する研修を集団指導講習会等にて実施していきます。

(4) 既存施設の老朽化への対応

民設施設においては、施設の老朽化に伴う大規模修繕等による長寿命化[★]や、将来的な建替え等の対応が必要となる施設が多数あり、喫緊の課題となっています。

本市では、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、大規模修繕補助制度を創設しました。

今後は、施設建替えに対して一定の支援を検討します。

① 長寿命化の取組推進

老朽化が進む民間特別養護老人ホームにおいて、入居者が安心して施設を利用できる環境の整備に取り組むことができるよう、引き続き、運営法人に対して、大規模修繕補助制度の活用を促します。

② 老朽化施設の建替え支援

施設の建替えにあたっては、既存施設の建築状況を踏まえ、別の場所に代替施設を整備することが主となると想定されますが、一方で、代替地を確保することが困難な場合については、現在地における建替えが想定され、既存の施設入居者等に影響が生じることが想定されることから、これらのリスクを最小限に抑えられるよう取り組みます。



長寿命化

日頃からの適正な点検等によって建築物の機能や性能の劣化の有無や兆候、状態を常に把握し、現状では異常が見当たらなくても、時間の経過とともに劣化の状態を予測した上で、計画的に適切な処置を行い、機能停止などを未然に防ぐことにより、建築物をより長く活用する手法のことをいいます。

iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

高齢者の所得の状況、心身の状況、世帯構成などの事情により居住の安定を損なうことがないように、公営住宅の適切な供給・管理とともに、民間賃貸住宅の活用の強化を図り、重層的な住宅セーフティネットを構築します。

(1) 住宅セーフティネットの充実

① 川崎市居住支援協議会

不動産関係団体や各種支援団体等と連携して、居住支援協議会を適切に運営し、既存の民間賃貸住宅と住宅確保要配慮者★をマッチングする仕組みの構築や、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、借主・貸主双方を支援する取組を進めます。現在までの取組や検討内容は次のとおりです。

- ・効率的な住まい探しや、福祉サービスなど入居者に必要な支援等のコーディネートを実現する体制（入居支援体制）の構築
- ・住宅確保要配慮者への物件提供に対する家主の理解を深めるための情報発信（「家主・不動産事業者向けガイドブック」の作成、「不動産事業者向け講演会」の開催）
- ・入居者に異変があった際などの、家主、不動産店、福祉事業者、行政機関等による相互連携等に関する検討（「入居者情報 共有シート」の活用・周知）
- ・退去時（賃貸借契約解除や残置家財処分等）の手続きの整理や、民間サービス活用等に関する検討（福祉部局と連携した予防的支援策の検討・体制構築）

② 川崎市居住支援制度

連帯保証人の確保等の問題により民間賃貸住宅への入居に困窮している住宅確保要配慮者に対して、「川崎市居住支援制度」等を活用し、協力不動産店や各種団体等の協働により、入居機会の確保と居住継続を支援します。

③ 生活にお困りの方の相談・支援

失業等により家賃を滞納しているなど、生活にお困りの方を対象とした相談窓口として、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」があります。支援員が相談を受け、相談者の状況によって、就労支援や、必要な支援制度の利用手続きのサポートを行うほか、より適切な窓口を紹介するなど、自立に向けた支援を行います。



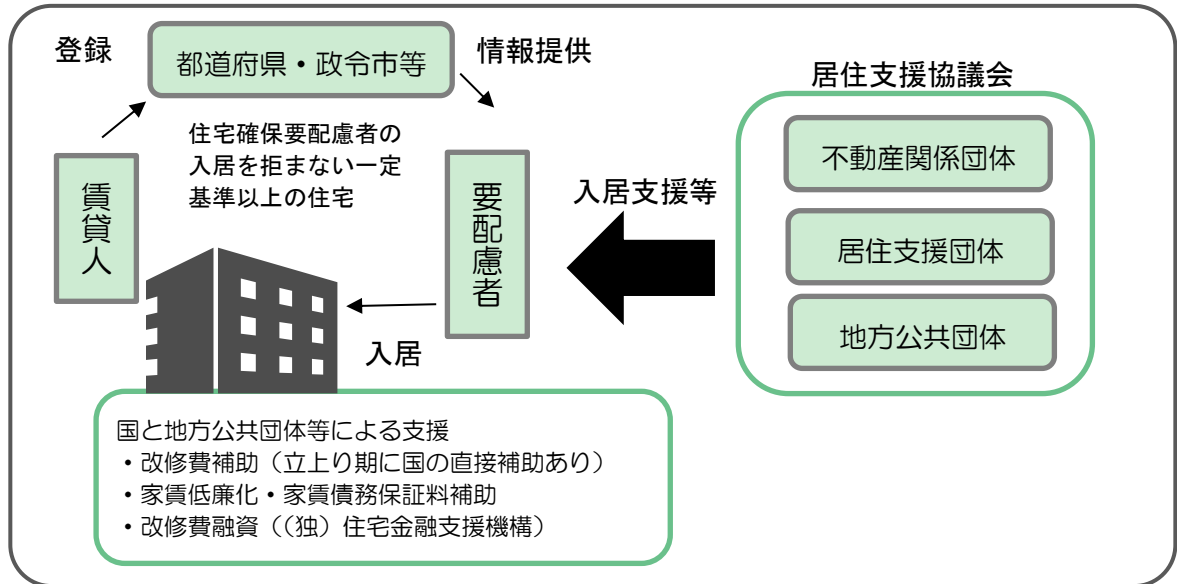
住宅確保要配慮者

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民、被災者の方などをいいます。ひとり暮らし高齢者世帯を中心に、住宅確保要配慮者は今後も増加する見込みであることから、本市では、公営住宅の適切な供給・管理とともに、民間賃貸住宅の活用強化により、重層的なセーフティネットを構築します。

③ 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者向け住まいの確保

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づく住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録を行い、住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の確保を図ります。

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



(2) 市営住宅における高齢者に関する取組

③ 市営住宅の建替えに伴うユニバーサルデザイン仕様への変更

市営住宅の建替えにあたっては、ユニバーサルデザイン★仕様による入居者に配慮した住戸や車いす利用者向け住宅の供給を進めます。

③ 市営住宅の建替えに伴う社会福祉施設等の併設

大規模な市営住宅の建替えに際しては、余剰地を活用するなどして地域のニーズに応じた社会福祉施設等の導入やオープンスペースの確保等を図り、地域のまちづくりに寄与する住宅整備を推進します。

③ 市営住宅ストックの活用による見守り拠点等の整備

地域ニーズ等に応じて、市営住宅の建物の一部を、多様な世帯が交流できる場として提供するなど、地域貢献に資する取組を推進します。



ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者にとって個別にバリアとなっているものを取り除くバリアフリーの考え方を発展させ、誰もが使いやすいデザイン（仕様）をあらかじめ整備する考え方や概念のことをいいます。